

第2次沼津市都市計画マスタープラン

～ 資料編 ～

資料編： 用語一覧

【あ行】

雨水排水施設 (P.110)

雨水を河川に放流する管渠やポンプ場等のこと。

雨水流出抑制施設 (P.110)

雨水の流出を抑制するための浸透マス（雨水を地中に浸透させるための施設）や調整池（雨水を一時的に貯留する施設）等のこと。

エリアマネジメント (P.121、126)

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業主・地権者等による主体的な取組のこと。

延焼被害 (P.37)

火事が燃え広がることで、拡大する被害のこと。

沿道サービス施設 (P.91、93)

幹線道路の沿道に立地する、立地条件を活かした飲食店、ガソリンスタンド等のサービス施設のこと。

【か行】

開発行為 (P.70)

都市計画法第4条第12項に規定する、主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更（道路の新設・廃止・付け替えや切土・盛土）をいう。市街化区域については1,000㎡以上、市街化調整区域については全ての開発行為、また都市計画区域外については1ha以上が市の許可対象となる。

滑動崩落 (P.78)

谷間や山の斜面などにおいて造成されたひとまとまりの宅地が、地震による大きな揺れによって滑ったり崩れたりする現象のこと。

観光交流客数 (P.19)

宿泊客と観光レクリエーション客数を合計したもの。

観光レクリエーション客数 (P.19)

観光施設、スポーツレクリエーション施設、イベント等への入場者・参加者等の集計（年間の入込客数1千人以上となる施設やイベント等が対象）。

基盤整備 (P.1、25、38、43、52、56、60、68~70、72、77、93、94、96、113~116)

市民生活の安全性、利便性、効率性などの向上を図るため、道路、公園・緑地、上下水道、河川などの都市施設を整備すること。

狭あい道路 (P.37、77、102)

建築基準法第42条第2項、第3項の指定を受けた道路など、幅員が4メートルに満たない道路のこと。

共同・協調建替え（P.77、82）

建物が密集する市街地で、老朽建築物を建て替える手法であり、共同建替えは、複数の地権者が土地・建物を共同で利用して建替事業を行うもの。また、協調建替えは、複数の土地所有者が一体性に配慮した設計に基づいて、個別に建替事業を行うもの。

緊急輸送路（P.84）

大規模な地震等の災害が発生した場合に、救命活動や物資輸送等の緊急輸送を円滑に行うために、県や市町が指定した地域防災計画に定められた道路のこと。

近隣商業施設（P.59）

主に地域の住民が利用する、日用品などを扱う商業施設のこと。

空閑地（空き地）（P.37、77、78）

延焼遮断に効果がある公園・緑地や空き地等のこと。

健康・文化・交流ゾーン（P.57、58、107）

沼津市中心市街地まちづくり計画で位置付けられた、狩野川、中央公園、商店街などのほか、新市民体育館などの健康施設、市民文化センターや地域の歴史資源などを介し、多様な交流の創出を図るゾーンのこと。

広域拠点性（P.36～38）

市内だけでなく、周辺の市町も含めた広範囲の地域における拠点性のこと。

広域都市計画区域（P.2、123）

県が市町の行政区域を越えて設定する、一体の都市として総合的に整備、開発、及び保全する必要がある区域のこと。本市が含まれる東駿河湾広域都市計画区域は、本市のほか、三島市、長泉町、清水町の2市2町により構成される。

公益的機能（P.44、95、106、107）

公共の利益に寄与する機能のこと。農地では、食糧生産のほか、雨水流出の抑制、景観形成など、森林では、木材生産のほか、水源のかん養、土砂流出の防止、二酸化炭素吸収、生態系保全などの機能が該当する。

公共公益施設（P.24、47、90）

公共公益施設とは、教育施設、医療施設、官公庁施設、コミュニティ施設などの、幅広い世代の多様な人々が利用する、公共性が高い生活に必要なサービス施設のこと。

公共交通不便地域（P.100、103）

既存の鉄道やバス等の公共交通が運行していない、または駅やバス停から遠く公共交通を利用することが困難な地域のこと。

立地適正化計画における考え方では、鉄道駅から800m圏外、及びバス停から半径300m圏外の地域と設定される。

交通結節機能（P.56、93、100）

鉄道駅やバスターミナルなどが有する、複数の交通機関の乗り換え・乗り継ぎに係る機能のこと。代表的な施設として、乗降施設、駐輪場、タクシープール、乗り換え案内表示、乗り換え待ちスペース等がある。

高度成長期（P.22）

日本経済が飛躍的に成長を遂げた昭和29年（1954年）12月から昭和48年（1973年）11月までの約19年間のこと。

国土保全 (P.44)

水害、土砂災害等の自然災害から市域を保護し、土砂の流出等を防ぐこと。

国立公園 (P.29、91、95)

優れた自然を守り、後世に伝えていくため、国が指定し、その保護・管理を行う自然公園のこと。

コンバージョン (P.56)

既存の建物の用途を転換して、価値を再生すること。例えば、業務用のオフィスビルを居住用の集合住宅に改装することなどをいう。これに対し、建物の用途を変更せず資産価値を高める手法は、リノベーションという。

【さ行】**潮の音プロムナード** (P.57)

千本松原から志下海岸まで続く、約6kmの海辺の散策路のこと。

静岡県広域受援計画 (P.75)

国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保し、効率的・効果的な災害応急対策を実施するため、県が策定した計画のこと。

静岡県消費動向調査 (P.17)

中小商業活性化施策の推進などを目的に、県内消費者の買い物行動や消費意識の実態を把握する調査のこと。平成18年度(2006年)で調査は終了。

静岡県第4次地震被害想定 (P.31~33)

東日本大震災の教訓や新たな知見等を踏まえ、平成25年(2013年)に県が公表した県内の地震被害想定のこと。駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する2つのレベルの地震・津波を想定。

自然的土地利用 (P.3、24、89、91、95、107、119)

農地や山林などのこと。都市的土地利用の対義語。

集落・田園居住地 (P.49、100、115)

市街化調整区域等に広がる自然と調和したゆとりある居住地のこと。

商圈人口 (P.17)

ある地域や施設が集客できる「広域的な広がり」のことを商圈といい、商圈内の居住人口のこと。

親水空間 (P.57、106、107)

水や川に触れられる、もしくは身近に感じ、親しめる空間のこと。

事後保全型 (P.102)

道路、公園、上下水道等の公共施設について、劣化箇所を対処療法的に補修していくこと。予防保全型の対義語。

人口集中地区(D I D区域) (P.22、23)

国勢調査をもとに、人口密度40人/ha以上の地区が互いに隣接し、その合計人口が5,000人以上となる地域のこと。

水源かん養機能 (P.44)

森林の土壌が降雨を貯留することで、大雨が降った後の河川の急激な増水を抑えたり、しばらく雨が降らなくても河川の流量が途絶えないようにする機能のこと。

生活利便施設 (P.10、34、43、48、52、56、103、114、116、117、123)

スーパー、コンビニ、銀行、郵便局、病院、福祉施設など、生活に必要な様々な施設のこと。

戦災復興都市計画 (P.7)

太平洋戦争で破壊された都市の復興を図るための都市計画のこと。

【た行】**耐浪化** (P.82)

建物を鉄筋コンクリート造りにすること等により、津波を受けても壊れることがないように強化すること。

高潮 (P.75)

台風や発達した低気圧が通過するときに、潮位が大きく上昇する現象のこと。

大規模盛土造成地 (P.78)

谷や沢を大規模に埋めて造成した土地や、急傾斜の地盤上に高く盛土して造成した土地のこと。

第5次沼津市総合計画 (P.1、2、40、41、51、53)

沼津市の行政運営の総合的な指針となる、本市の最上位計画のこと。将来都市像「人・まち・自然が調和し、躍動するまち～誇り高い沼津を目指して～」を掲げ、その実現のためのまちづくりの方針等を位置付け。

地域地区 (P.2、77、78、81)

都市計画法で定められた都市計画のひとつ。土地の用途や建物の高さ制限等を定めることで、効率的な土地利用を図るとともに、秩序あるまちづくりを図るための制度のこと。

地域防災計画 (P.2、75、77)

災害対策基本法に基づき作成する、地域における防災の総合的な計画のこと。防災に係る行政の事務や業務のほか、住民等の生命、身体、及び財産を災害から保護し、日常生活の安全を確保するために必要な各種の災害対策について位置付け。

地区計画 (P.2、60、68、70、77、78、81、92、94、96、113～115)

良好な市街地の保全、形成を図るため、比較的小規模な地区を対象に、地区の特性にふさわしいまちづくりの目標や、きめ細やかなルール（道路や公園等の地区施設の配置や建築物の用途・形態の制限など）を住民の意向を反映させ定める、都市計画法に基づくまちづくりの手法のこと。

治水・治山対策 (P.33)

安全・安心に暮らせる都市を形成するために実施する、洪水や土砂災害等の防止対策のこと。

超低床バス (P.103)

バスの乗降口の段差を無くすことで、高齢者や障害者の方も利用しやすい低床バスのこと（ノンステップバスともいう）。

津波浸水想定区域 (P.82、94)

静岡県第4次地震被害想定レベル2津波により、浸水が想定されている区域のこと。

低公害車両 (P.103)

大気汚染物質（窒素酸化物、二酸化炭素等）の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車のこと。

低密度な住宅地 (P.113)

道路や公園等が適切に配置され、建て詰まりのない、ゆとりある住宅地のこと。

デマンドバス・デマンドタクシー (P.103)

利用者の要求に対応して運行する形態の乗合バスや乗合タクシーのこと。

電線共同溝 (P.78)

道路の地下空間を活用して、電線、通信線、水道、ガス等をまとめて収容する設備のこと。

都市計画区域 (P.2、24、44、115、123、126)

都市計画法に基づき、県が指定する「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」のこと。

都市計画公園の開設 (P.29)

都市計画法に基づく都市施設として、整備され使われるようになった公園のこと。都市計画に定められた公園区域の全てを使える全面開設と、一部を先行して整備し使えるようにした一部開設がある。

都市ストック (P.34)

都市ストックとは、これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物などの都市施設のこと。

都市的サービス (P.44、49、55、59、92)

市民生活や企業活動など都市活動を展開する上で、生活の楽しみを提供する、あるいは利便性や効率性、経済性に資する様々なサービスのこと。

都市的居住圏 (P.42、49、51~53、55、56、86、92、100、103、113、114)

第4次沼津市総合計画で位置付けられた、都市機能が集積し交通利便性が高いなど、生活基盤が整い都市的サービスを楽しむことができる便利な居住空間を創出していくエリアのこと。

都市的土地利用 (P.3、24、70~72、89~92、95、96、107、115、116、119)

住宅地や商業地、工場地など、都市的な活動のために利用する土地のこと。自然的土地利用の対義語。

都市・地域再生等利用区域 (P.57)

河川敷地占用許可準則に基づき、都市の活性化やにぎわいづくりのため、民間事業者等によるオープンカフェ等の営業活動が可能となる河川敷地内の区域のこと。

土地利用の転換 (P.43、89、96、119)

工場跡地を商業地や住宅地に転換するなど、土地利用の用途を転換すること。

【な行】**内水・外水 (P.75)**

内水（氾濫）とは、大雨や台風の際に、側溝・下水道や排水路だけでは降った雨を流しきれず、水はけが悪化し、建物や土地・道路が水に浸かってしまうこと。

外水（氾濫）とは、河川の堤防から水が溢れ、または堤防が破堤した場合等に起きる洪水のこと。

沼津市地域公共交通計画 (P.2)

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たす計画のこと。まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業（地域公共交通利便増進事業など様々な取組）について記載する。

沼津市中心市街地まちづくり戦略 (P.2)

本市の中心市街地である沼津駅周辺において、鉄道高架事業を始めとする沼津駅周辺総合整備事業が今後本格展開を迎えることから、これらの事業の進捗と併せて取り組むべきまちづくりの施策の方向性を示すことを目的とした計画のこと。

沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン、沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (P.2)

まち・ひと・しごと創生法に基づく計画で、想定される人口減少を軽減し一定の人口を確保するため、目指すべきまちの姿やその実現のための具体施策等を位置付けた計画のこと。

沼津市公共施設マネジメント計画 (P.55、116、123)

将来に渡り公共施設を安心かつ便利に使い続けていくために、将来の本市の姿を見据え、公共施設等の量やサービスを最適化していくための計画のこと。

【は行】**パークアンドライド (P.103)**

自宅から自動車以最寄の駅またはバス停まで行き、駐車場に車を止めた後、バスや電車等の公共交通を利用して目的地に移動する方法のこと。

東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 (P.2、126)

都市計画法に基づき県が定めるもので、東駿河湾広域都市計画区域（沼津市、三島市、長泉町、清水町の2市2町の区域）における、今後の都市計画上の見通しや目標を明確にして、個別の都市計画決定の根拠とする計画のこと。

避難行動計画 (P.81、82)

地域特性を踏まえ、災害時に市民がどのような行動をすべきか、具体的に示した計画のこと。

避難行動要支援者 (P.82)

高齢者、障害児、乳幼児、外国人など、自らを災害から守るために情報収集や避難行動等を行うのに支援を要する人々のこと。

風致地区 (P.29)

都市計画法に基づく地域地区のひとつ。都市において水や緑などの自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観を維持保全するため、建築物その他の工作物を作る際、宅地の造成、木竹の伐採などに許可が必要な地区のこと。

プレイスメイキング (P.55、56)

都市空間の魅力の向上を目的に、にぎわいを創出し、居心地をよくすること。

プロジェクト・ファイナンス (P.123)

あるプロジェクトにおける資金調達を行う際に、プロジェクト自体から生じるキャッシュフロー（事業から発生する収益や事業の持つ資産）をもとに資金を調達する方法のこと。

訪問型や通所型の福祉施設 (P.47)

訪問型福祉施設は、介護福祉士や訪問介護員が利用者の居宅を訪問して介護サービスを提供する施設のこと。これに対し、通所型福祉施設は、利用者が施設を訪れ、介護サービスを受ける施設のこと。

保水・遊水機能 (P.110)

保水機能とは、調整池などにより雨水を一時的に浸透・貯留する機能のこと。遊水機能とは、河川沿いの田畑などにおいて、雨水または河川の水が流入して一時的に貯留する機能のこと。

防火地域 (P.78、81)

都市計画法に基づく地域地区のひとつ。建築密度の高い市街地において火災延焼の危険を低減するため、建築物の構造を制限し不燃化を図る地区のこと。

防災空地 (P.77)

災害時には延焼遮断、避難場所、消防活動用地などの場として、平常時には広場・ポケットパークなどのコミュニティの場として利用する空地のこと。

防災都市づくり計画 (P.77)

いつ起こるかかわからない大規模な災害に備え、災害に強い空間づくりと災害時の避難や応急活動を支える空間づくりの基本方針、及びそのための具体的な施策を定める計画のこと。

【ま行】**まちづくりファンド** (P.123)

民間が主体的に行うまちづくり活動などを支援するため、多様な主体の出資により設立される基金のこと。

緑の基本計画 (P.57)

都市緑地法に基づく、緑地の保全・整備や、緑化の推進等に関する基本的な計画のこと。

【や行】**優良農地** (P.107)

一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地など、良好な営農条件を備えた農地のこと。

予防保全型 (P.102)

道路、公園、上下水道等の公共施設について、劣化が進む前にこまめに補修すること。事後保全型の対義語。

【ら行】**立地適正化計画** (P.1、92、111、114、123)

都市再生特別措置法に基づき、居住や医療・福祉・商業、公共交通等の様々な都市機能を誘導し、立地の適正化を図ることで、都市計画マスタープランで示した都市の将来像の実現を図る計画のこと。

立地特性 (P.43、47、94、96、115)

その土地の気候や地形といった自然条件、土地建物の利用状況、社会基盤の整備状況、交通環境、地域資源の分布状況など、地域の総合的な社会的状況のこと。

リノベーション (P.42、56、57、114)

今ある建物の用途を変えないまま性能を向上させたり、価値を高める手法。これに対し、建物の用途を転換して、価値を高める手法はコンバージョンという。

なお、使い方を変えずに元の形を復元することをリフォームという。

緑化重点地区 (P.57)

緑の基本計画に基づき、緑の保全、整備、育成に関わる施策を重点的に推進していく地区のこと。

リーマンショック (P.14、16、19)

平成 20 年（2008 年）にアメリカ合衆国の大手証券会社・投資銀行の破綻が引き金となり、世界的な金融危機及び世界同時不況が発生した事象のこと。

レベル1 津波 (P.81)

発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす津波のこと。

レベル2 津波 (P.81)

発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波のこと。

老朽建築物 (P.37、56、77、82、90、113、114)

旧耐震基準で建築された、昭和 56 年（1981 年）以前の建築物のこと。



第2次沼津市都市計画マスタープラン (都市計画に関する基本的な方針)

2017年1月策定

2024年3月時点更新

編集・発行： 沼津市都市計画部まちづくり政策課

〒410-8601 静岡県沼津市御幸町16-1

TEL : 055-934-4760

FAX : 055-933-1412

E-mail : mati-seisaku@city.numazu.lg.jp